

安心して老後の暮らしを支える介護を求めることについての陳情

「陳情趣旨」

介護保険制度が発足して、12年がたち多くの高齢者が制度を利用し、安定した運営がされていることに、区並びに介護事業者、サービスに従事するヘルパーさん達の努力に敬意を表します。

第5期の介護事業運営のため厚生労働省が示している新しい基準について、介護事業者やヘルパーたちの間に、生活支援の時間についてこれまでの「～60分、60分以上」が「～45分、45分以上」になった事については、厳しい制限のようだという戸惑いがあり、収入減の心配があります。

また、施設での介護を居宅での介護へ指導することを求めています。独居であったり老人二人だけの世帯では、生活介護の場を求めることが困難な事例が多いのが現実で、区内の特別養護老人ホーム入居待機者は400人を超えており、生活の場を提供する必要があります。

介護保険料について様々な配慮がされても、現行の保険料の額は、年金生活者や低額所得者にとっては、健康保険料の引き上げ等で厳しい現状です。

各種積立金などを活用し、一層の配慮をすることが望まれます。

「陳情事項」

- 1、生活支援介護にあっては、従前の生活支援で提供されてきた時間等が継続され、介護事業者、ヘルパー達の収入減とならぬことを求めます。
- 2、現在施設等で介護を受けている高齢者が安心して生活が出来るよう、特別養護老人ホームなどの施設を作ることを求めます。
- 3、年金生活者や低所得者の介護保険料について、引き続き軽減策を講じることを求めます。

以上

平成24年5月31日

台東区議会議長

青柳雅之 殿